

令和4年10月11日
五所川原ガス株式会社

家庭用暖房契約の名称変更と
適用条件の拡大について

ガスファンヒーターなどのガス暖房機器をより多くのお客様にご利用いただけるよう、従来の「家庭用暖房契約」の適用条件を拡大し、名称を「ガス暖房契約」に変更します。

1. 名称の変更

現在 家庭用暖房契約

変更後 ガス暖房契約

2. 適用条件の変更

現在 ガスを熱源とした暖房機器を住宅に設置し使用している場合

変更後 ガスを熱源とした暖房機器を住宅に設置し使用している場合
または
ガスを熱源とした暖房機器を事業所に設置して使用している場合で、
暖房機器以外でガス消費量 12kw を超えるガス機器を使用しない場合

3. 変更の時期

令和4年11月分ガス料金より
(令和4年10月18日に家庭用暖房契約を改定します)

*ガス料金の内容など、その他の変更はございません。

【お問い合わせ先】
五所川原ガス株式会社
TEL : 0173-34-3432